

○ 八戸市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線部分は変更部分）

変 更 後		変 更 前		
*変更内容：下記4事業を基本計画に追加する内容です				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項				
[1] (略)				
[2] 具体的事業の内容				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 <u>中心市街地オフィスビルパートナー制度事業</u></p> <p>○内容 <u>中心市街地内の市が認定したオフィスビルに誘致企業が入居した際に、改装に要した費用（OAフロア化、光ファイバ等）の一部を支援</u></p> <p>○実施時期 <u>平成21年度～</u></p>	市	<p>・ <u>IT関連企業が入居可能な質の高いオフィスを中心市街地に整備するため、オフィスビルオーナーに対して改装費の一部を支援することにより、中心市街地への企業誘致を推進し、雇用を創出することで「来街者を増やす」目標の達成に寄与するものである。</u></p>	<p>○措置の内容 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u></p> <p>○実施時期(措置を受ける時期) <u>平成21年度～</u></p>	
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項				
[1] (略)				
[2] 具体的事業の内容				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 <u>中心市街地活性化協議会運営支援事業</u></p>	市	<p>・ <u>中心市街地活性化協議会が行う活性化へ向けた事業や運営等に対して支援することは、中心市街地活性化に向けた多様</u></p>	<p>○措置の内容 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u></p>	

<p>○内容 八戸市中心市街地活性化協議会が行う事業等に対する支援</p> <p>○実施時期 平成 20 年度～</p>		<p>な主体による一体的な取り組みの実効性を確保するものであり、「来街者を増やす」や「定住を促進する」目標の達成に寄与するものである。</p>	<p>○実施時期(措置を受ける時期) 平成 21 年度～</p>		
<p>○事業名 八戸三社大祭開催支援事業</p> <p>○内容 八戸三社大祭(国重要無形民俗文化財)の開催・運行に対する支援</p> <p>○実施時期 昭和 54 年度～</p>	市	<p>・地域の郷土芸能が揃う八戸三社大祭(国重要無形民俗文化財)は、280 余年の歴史を誇り、江戸時代の祭礼巡行の伝統と変わることないコースで中心市街地を巡行する。中心市街地を歴史と文化の継承・発展の場としてのみならず、にぎわいの場とするもので「来街者を増やす」目標の達成に寄与するものである。</p>	<p>○措置の内容 ・中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期(措置を受ける時期) 平成 21 年度～</p>		
<p>○事業名 八戸えんぶり開催支援事業</p> <p>○内容 八戸えんぶり(国重要無形民俗文化財)の開催に対する支援</p> <p>○実施時期 昭和 56 年度～</p>	市	<p>・八戸えんぶり(国重要無形民俗文化財)は、八戸近隣のえんぶり組も含め、毎年 30 余組が参加し、中心市街地を舞台に開催される。特に近年、長者まつりめぐり広場、南部会館、更上閣など中心市街地に位置する公共施設を活用したえんぶり公演も行われるなど新たな魅力を創出する取り組みも行われている。歴史・文化の継承・発展のみならず、施設の総合的活用により、「来街者を増やす」目標の達成に寄与するものである。</p>	<p>○措置の内容 ・中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期(措置を受ける時期) 平成 21 年度～</p>		